

# 建設業者の不正行為等に関する 情報交換コラボレーションシステムについて

国土交通省総合政策局建設業課

やまうち ひろし  
構造改善係長 山内 洋志

## 1 はじめに

国土交通省では、建設業における不正行為等の防止を図るため、関係機関と協力して情報を共有する「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」(以下「コラボレーションシステム」という)を、国土交通省ホームページにおいて平成15年10月20日より運用を開始したので、その概要を紹介する。

## 2 背景

わが国の建設投資は、平成4年度の約84兆円をピークに低迷し続け、平成15年度見通しは約54兆円となっており、今後も建設投資の増加は見込まれない見通しである。こうした状況にもかかわらず、建設業者数は約52万社(平成4年3月末)から約55万社(平成15年3月末)と増加しており、このような過剰供給構造の中で、施工能力を全く有しないペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が増加している。

不良・不適格業者の存在は、適正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障になるだけでなく、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、

ひいては建設業の健全な発達を阻害するため、これを排除することが必要である。

不良・不適格業者の排除を促進するためには、入札・契約手続きにおける監理技術者の現場専任制の確認、施工体制台帳等を活用した施工体制の確認、必要に応じた現場立入検査等の取り組みはもちろんのこと、関係省庁や地方公共団体等が所有する不良・不適格業者に関する情報を正確かつ迅速に交換し適切な措置を行うことが必要である。これまでの情報交換は主に紙、電話、FAX等で行われてきたが、近年、メールやホームページをはじめとするITの普及が急速に進んでおり、これらを積極的に活用することで、より効率的かつ効果的な情報交換を行うことが求められている。

## 3 これまでの取り組み

不良・不適格業者の排除のための情報の公表、交換については、「建設産業構造改善推進3カ年計画」(平成12年5月)において「建設業法等に基づく行政処分について、処分をした日、処分を受けた建設業者の商号、処分の内容等を簡便に検索できるデータベース・システムの検討を行う」こととされ、また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13

年3月)においても、不正行為の排除の徹底や不良・不適格業者の排除に関し、「建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施する」とこととされている。

これらをうけ、国土交通省では、国土交通大臣許可建設業者に対する監督処分情報について、平成14年6月21日より国土交通省ホームページにおいて公表してきた。ここでは、処分年月、業者名、処分内容、監督処分庁の中から一つの条件を選択して検索し、検索結果一覧表の中から個別案件を指定することで、当該案件の処分内容の詳細を表示することができる。

今般運用を開始したコラボレーションシステムは、従来のシステムをもとに改良を行ったものであり、国土交通大臣許可建設業者に加え都道府県知事許可建設業者の監督処分情報をあわせて掲載しているほか、検索機能も強化されている。



#### 4 コラボレーションシステムの概要

コラボレーションシステムは、建設業の不正行為等を防止するため、関係機関と協力して情報を共有するシステムであり、現時点では、建設業者の監督処分情報を掲載している。掲載する監督処分情報は、国土交通大臣許可建設業者に加え都道府県(平成15年11月30日現在では東京都と大阪府)知事許可建設業者の監督処分情報を掲載している。

監督処分情報は、処分年月、業者名、処分内容、監督処分庁の各条件を組み合わせ検索することが可能となっている。処分年月については、従来は指定した年月のみの検索となっていたものを、年月に範囲をもたせて検索することが可能と

なっている。業者名については、従来はあ行~わ行のみの検索となっていたものを、業者名の一部を入力して検索することも可能となっている。なお、これらの条件については、従来は一つの条件のみ選択して検索することとなっていたが、コラボレーションシステムでは複数の条件を組み合わせ検索することが可能となっており、検索機能が強化されている(画面イメージ①参照)。

検索結果は一覧表で表示され(画面イメージ②参照)、その中から個別案件を指定することにより、当該案件の業者名、代表者氏名、所在地、許可番号、許可を受けている業種、処分年月日、監督処分庁、根拠法令、処分内容、処分の原因となった事実などの詳細情報を表示することができる(画面イメージ③参照)。



#### 5 今後の予定

建設業者の監督処分情報については、すべての都道府県知事許可建設業者の監督処分情報の掲載に向け、各都道府県に対して参加を呼びかけているところであり、平成15年11月30日現在、33の都道府県から参加の意向が示されているところである。

また、監督処分以外の情報については、公正取引委員会の審決等のうち建設業者が関与している案件を掲載する予定としているほか、その情報の拡充を検討していくこととしている。

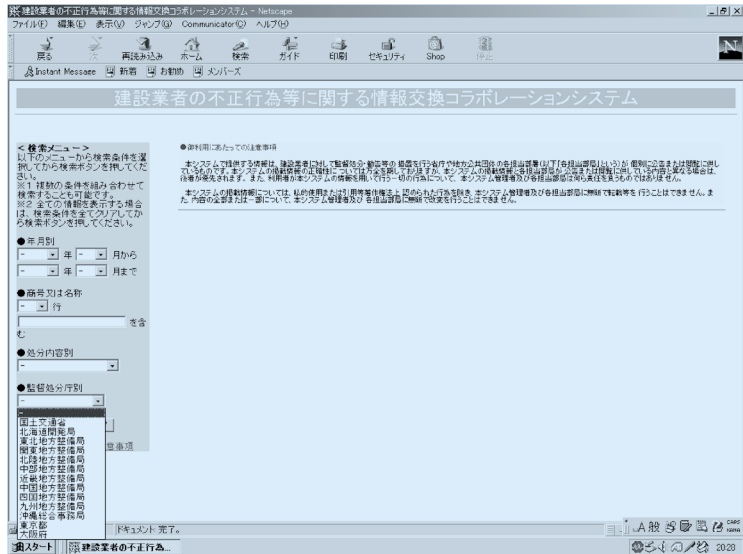
コラボレーションシステムのアドレスは以下のとおり。

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/collaboration/cgi\\_bin/index.cgi](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/collaboration/cgi_bin/index.cgi)

## コラボレーションシステムの画面イメージ

### ① 検索条件の指定

処分年月、業社名、処分内容、監督処分庁について条件を指定して検索することが可能。複数の条件を組み合わせて検索することが可能であり、条件を指定しない場合はすべての案件を表示。



### ② 検索結果一覧表の表示

①で指定した条件に合致する案件の一覧表を表示。詳細ボタンをクリックすると各案件の詳細を表示 (

③)。



### ③ 各案件の詳細内容の表示

②で指定した案件の詳細内容を表示。内容は、業者名、代表者氏名、所在地、許可番号、許可を受けている業種、処分年月日、監督処分庁、根拠法令、処分内容、処分の原因となった事実など。

